

三菱製紙の「職工心得」

大原社会問題研究所が所蔵する史料群のなかに、「三菱製紙株式会社高砂工場職工心得」を見いだすことができた。

「職工諸君の日常服庸^(ママ)すべき事、心得ふべき事、又各自の利益の事項」を記したもので、制定は一九二三年一月とある。これによって当時会社と労働者がどのような関係にあったかを考えてみたい。

まず目につくのは、入出門にさいしては「携帯品は一々取締員に提示せねばなりません」「食堂や洗面所等を不潔にしたり、花園を荒したりしてはなりません」「漫りに受持の場所を離れたり、寝込んだり、酒を飲んだりしてはいけません」などの文句である。会社にとって労働者は、見張っておかねば物品を盗みだし、施設に損害をくわえ、仕事をもさぼりかねないような、信用ならない相手であった。

その労働者にたいし会社は、「居残仕事をせよと命ぜら

れた時、又は（中略）会社の仕事の都合で呼出を命ぜられた時には、直ぐに出勤する様にして決して違背してはなりません」と、一方的とも思えるようなサービスを課している。

他方で職工慰安会、公傷病手当金、療養手当金、退職手当金、付属医局、住宅・合宿所、白米販売、幼児預り所、付属工業学校、付属浴場、各種スポーツ施設など、同工場の福利・厚生事業は当時としては相当に充実している。これらは主人の側がほどこす温情であり、一方的な命令・服務関係とは、いわば裏腹のものなのであろう。

本欄⑩で紹介したように、三菱では数年後に争議がおきる。それは労働者が人間としての尊厳や労使関係の対等性、つまり工場内のデモクラシーをもとめる運動でもあった。

（高砂市史編さん専門委員

三輪 泰史）